# 申 請 概 要

### 1 申請者

東日本電信電話株式会社 代表取締役社長 江部 努 西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 大竹 伸一 (以下「NTT東西」という。)

# 2 申請年月日

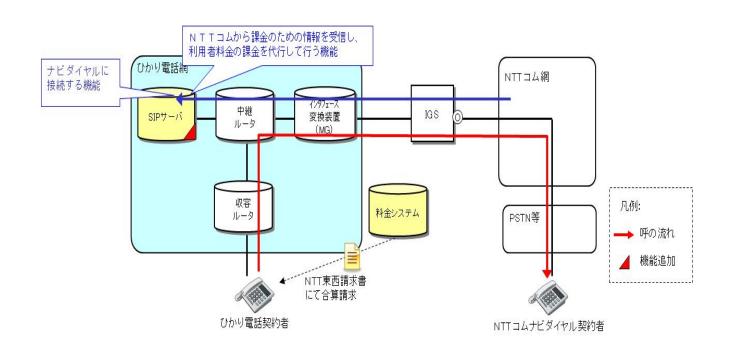
平成21年3月9日(月)

## 3 実施時期

平成21年4月1日(水)

## 4 概要

NTT東西は、ひかり電話発のNTTコミュニケーションズ社(以下「NTTコム」という。)のナビダイヤルへの接続等に係る費用の取扱いについて、現在、相対取引で決定した上で、非指定協定を締結しているところである。今回、ひかり電話網が第一種指定電気通信設備として指定された事に伴い、新たに、網改造料に係る機能として、中継事業者との柔軟課金機能及び付加サービス番号使用サービス接続機能を接続約款に規定するものである。



### 5 主な変更内容

現在、NTT東西のひかり電話網はNTTコム網と接続しており、ひかり電話ユーザ発の通話において、NTTコムのナビダイヤルへの接続が実施されているが、当該サービスに係る利用者料金の課金計算については、NTTコムから課金情報を受信してNTT東西が行っている。

当該サービスの接続等に係る費用の取り扱いについては、現在、相対取引で決定した上で、非指定協定を締結しているところであるが、平成20年7月にひかり電話網が第一種指定電気通信設備に指定されたことに伴い※、網改造料に係る機能として、以下の機能を接続約款に規定することとする。

※ 平成20年7月から平成21年3月末までの間の経過措置については、平成20年11月25日認可 の接続約款の変更において措置済み。

対象機能	概要
柔軟課金機能	NTTコムからの課金情報を受信してN
	TTコムの利用者料金の課金を代行する
	機能
付加サービス番号使用サービス接続	ひかり電話網からナビダイヤル等へ接続
機能	するための機能

上記のほか、NTT東西の料金請求書にNTTコムの料金を合算して請求する機能が別途あるが、当該請求書発行システムに係る費用負担については、NTT東西とNTTコムとの間の個別契約によることとしている。

## 6 諮問を要しない理由等

本件は、既に第一種指定電気通信設備として指定されたひかり電話網に係る設備を利用する機能を接続約款に規定するものであるが、網改造料に係る費用負担については、接続約款に記載の算定式に基づいて計算されるものであることから、法第169条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号に基づき、本件は情報通信行政・郵政行政審議会において諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。